

1 計画の趣旨

食は、生きるために必要不可欠なものであり、心とからだの健康を保ち、活力ある人生を送るための基礎となるものです。

近年、食を取り巻く社会環境は大きく変化し、食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進む中、食生活においては栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、若い女性のやせ、高齢者の低栄養などの問題が指摘されています。また、食の海外への依存、伝統的食文化の継承の危機、食の安全への不安など、食に対する考え方も問われています。

このような状況の中で、国は平成17年7月に「食育基本法」を施行するとともに、平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定し、食育を国民運動として推進しています。また、茨城県は平成19年3月に「茨城県食育推進計画」を策定しました。

境町においても食育の現状を認識し、町民一人一人が食に関する意識を高め、食を通じた健康づくりを実践し、生涯を通じて明るく充実した食生活を送れるよう、食育を総合的、具体的に進めていくために「境町食育推進計画」を策定します。



食育（しょくいく）とは？

生きるうえでの基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。

（食育基本法前文より）